サービス利用契約書

（指定認知症対応型共同生活介護事業）
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）

＊グループホームの理念＊

『地域の中で、その人と共に、穏やかに暮らす』

社会福祉法人千代田会
ウェルビュー明郷

様式　3

指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

【サービス利用契約書】

契約当事者の表示

利用者

氏名

性別　；　男　・　女　　生年月日　；　明治・大正・昭和　　年　　月　　日

被保険者証番号

要介護状態区分　　要支援２　　要介護　１　・　２　・　３　・　４　・　５

要介護認定の有効期間　　～

被保険者証記載の特記事項

（特記事項なき場合は斜線をお引き下さい）

認知症診断名

診断名

診断医師名

診断年月日

利用者代理人

氏名

（利用者との関係；　　）

住所

電話番号

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の事業を行う者

実施主体；社会福祉法人千代田会　理事長　箕浦　準二

事業所

（指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業、以下「事業所」という）

事業所名；ウェルビュー明郷

（指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号；２１７０１０２３７６）

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号；２１７０１０２３７６）

管 理 者；長野　健太郎　（以下「事業者」という）

所 在 地；岐阜県岐阜市真砂町１丁目２０番地の２

利用開始日　令和　　年　　月　　日

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援致します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めるものとし、又、利用者及び利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めるものとする。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力するよう努めるものとする。

第　１条（契約の目的）

事業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って指定認知症対応型共同生活介護サービス又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うものとする。

第　２条（契約期間と更新）

１　本契約の契約期間は要介護認定有効期間とする。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とする。

２　契約期間満了日の７日前迄に、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合は、本契約は自動更新され、以後も同様とする。

３　本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日と致します。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日と致します。

第　３条（身元引受人）

１　事業者は、利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を定めることが出来ない相当の理由がある場合はその限りではありません。

２　身元引受人は、本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請した時はこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行う事に責任を負います。

第　４条（利用基準）

利用者が次に掲げる各号に適合する場合、事業所の利用が出来るものとする。

１，要支援２又は要介護１以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にある者。
２，少人数による共同生活を営むことに支障がない者。
３，自傷他害の恐れのない者。
４，常時医療機関において治療する必要のない者。
５，本契約に定めることを承認し、社会福祉法人千代田会指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程に記載する事業者の管理運営方針に賛同出来ること。

第　5条（介護計画の作成）

1　事業者は、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成致します。

2　事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

3　利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出る事が出来ます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がない時及び利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行うものとする。

4　事業者は、介護計画を作成し、同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者又は利用者代理人に対しその内容を説明するものとする。

第　6条（サービス内容及びその提供）

1　事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供いたします。

①　介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供致します。但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく全体を包括して提供致します。

ア　入浴、排泄、食事、着脱等の介護

イ　日常生活上の世話

ウ　日常生活の中での機能訓練

エ　相談、援助

②　1　介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程」の通り提供致します。

2　事業者は、利用者に対し利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう適切な各種サービスを提供致します。

3　事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限致しません。但し、利用者又は、他の利用者等の生命及び身体を保護するため、緊急又は、やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めると共に、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告するものとする。

4　事業者は、保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するように致します。

第　7条（医療上必要な対応）

1　事業者は、利用者が病気又は、負傷等により検査及び治療が必要と成った場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医又は、事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援致します。

2　事業者は、利用者の健康上の急変があった場合は、消防署若しくは適切な医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受けられるように対応致します。

3　事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間に於ける緊急時の対応の為に、協力医療機関並びに依頼医療機関との連携を図っております。

第　８条（利用料等の支払）

１　利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程」の通り利用料等を支払います。

２　事業者は、利用者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度に於いて、利用者に代わって保険者より支払いを受けます。（以下、「法定代理受領サービス」という）

３　事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月１０日迄に、前月の利用料等及び前月の居室の提供料「部屋代等」の請求書を送付致します。

　請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と介護保険給付対象外に分けた明細書を添付致します。

４　利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日迄に、事業者の指定する方法により支払います。

５　事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けた時は、利用者又は利用者代理人に対し、領収書を発行致します。

６　利用者又は利用者代理人は事業者に対し、入居日までに別紙「指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程」にて定められた保証金を預け入れるものとします。

７　事業者は、前項に基づき利用者又は利用者代理人から保証金を受け入れた時は、金融機関で定期預金証書にした後に、保証金預り証を発行し利用者又は利用者代理人に渡すものとします。

第　９条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合に於いて、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けた時は、利用者が償還払いを受ける事が出来るように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付致します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載致します。

第１０条（利用者及び利用者代理人の権利）

　利用者及び利用者代理人は、事業所のサービスに関して以下の権利を有するものとする。これらの権利を行使する事によって、利用者はいかなる不利益も受けないものとする。

①　独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。

②　生活やサービスに於いて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重されること。

③　安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活出来ること。

④　自らの能力を最大限に発揮出来るよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。

⑤　必要に応じて適切な医療を受ける事について、適切な援助が受けられること。

⑥　家族や大切な人との通信や交流の事由が保たれ、個人情報が守られること。

⑦　地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為が行えること。

⑧　暴力や虐待及び身体的並びに精神的拘束を受けないこと。
⑨　生活やサービスに於いて、いかなる差別も受けないこと。
⑩　生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家若しくは第三者機関の支援を受けられること。

第１１条（利用者及び利用者代理人の義務）
利用者及び利用者代理人は、事業所のサービスに関して以下の義務を負うものとする。
①　利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること。
②　他の利用者やその訪問者及び事業所の職員の権利を不当に侵害しないこと。
③　特別の事由が無い限り、利用者の取り決めやルール及び事業者又は、その協力医療機関等の医師の指示に従うこと。但し、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又は、協力医療機関等の医師の指示に従う事を拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって生ずる全てに関して利用者及び利用者代理人が責任を負う事を明らかにした場合はその限りでないものとする。
④　事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合には、速やかに事業者に知らせるものとする。
⑤　市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査等に関し、利用者及び利用者代理人は協力するものとする。

第１２条（造作・模様替え等の制限）
１　利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えする時は、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面により内容を届け出て、事業者の承認を得なければならないものとする。又、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の源状回復費用は利用者又は利用者代理人の負担と致します。
２　利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾無く居室の鍵を取り替える事や、付け加える事は出来ないものとする。
３　利用者及び利用者代理人は、居室以外の事業所内に造作・模様替え等をしてはならないものとする。

第１３条（契約の終了）
次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了致します。
①　要介護の認定更新に於いて、利用者が自立若しくは要支援１と認定された場合。
②　利用者が死亡した場合。
③　利用者又は利用者代理人が第１４条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
④　事業者が第１５条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
⑤　利用者が病気の治療等その他の為、長期に事業所を離れる事が決まり、且つその移転先の受け入れが可能になった場合。但し、利用者が長期に事業所を離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議の上、居室の確保等に合意した時は、本契約を継続出来るものとする。
⑥　利用者が他の介護保険施設等への入所又は入院が決まり、その施設の側での受け入れが可能になった場合。

第１４条（利用者の契約解除）
利用者及び利用者代理人は事業者に対し、予め１ヶ月の予告期間をおいてこの契約

を解除することが出来るものとする。

第１５条（事業者の契約解除）

事業者は、利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間をおいてこの契約を解除することが出来るものとする。但し、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第２号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

① 正当なる理由なく利用料その他自己の支払いすべき費用を３ヶ月間滞納した時。

② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は、健康上に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、且つ、利用者の退居が必要であると認められた時。

③ 利用者の行動が他の利用者の生活又は､健康上に重大な影響を及ぼす恐れがあり、且つ、利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止する事が出来ないと事業者が判断した時。

④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他、本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みが見られない時。

第１６条（退居時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者が事業所を退居する時は、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又は、その他の保健機関若しくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退居の為必要な援助を行うものとする。尚、利用者の退居迄に利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担と致します。

第１７条（損害賠償）

１ 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償致します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除、又は、賠償額を減額される事があるものとする。

２ 事業者は、万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険に加入致します。

３ 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品等につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者及び利用者代理人の負担と致します。

第１８条（秘密保持）

１ 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事は致しません。

２ 予め文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定に係わらず、一定の条件の下で情報を提供する事が出来るものとする。

第１９条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時は、岐阜地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とする事を、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意するものとする。

第２０条（原状回復の義務）

１　利用者及び利用者代理人は、設備及び備品等について利用者及び利用者代理人の責任に基づき汚損・破損若しくは滅失した場合、又は、事業者に無断でその居室の原状を変更した時は、直ちに自己の費用により原状回復若しくは、事業者が定める代価を支払うものとする。

２　利用者は、本契約を解除又は、終了した場合に於いて、利用者の居室を事業者に明け渡す時、修理・修繕若しくは取り替え等に要する費用は、利用者又は利用者代理人が実費負担するものとする。

第２１条（苦情申立）

苦情受付担当者・管理者　　長野　健太郎
介護職　　福島　和照

苦情受付　　・ウェルビュー明郷

ご利用時間　　・毎日１０：００から１７：００

ご利用方法　　・電話受付・面接・文書受付等

解決方法　　・管理者及び介護主任を主体として、利用者・ご家族並び利用者の介護支援専門員からの苦情等に対し、迅速に対応すると共に、管理者を交え職員並びに苦情申し出者等との話し合いにより、円滑且つ円満な苦情解決の促進と本事業所の信頼及び適正性を確保するものとする。

上記の他、福祉サービスに関する「苦情解決」事業実施要領のとおり苦情等を申し立てる事が出来ます。

第２２条（契約に定めない事項）

この契約に定めない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとする。

以上の契約の証として本契約書を弐通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名捺印の上、各自その壱通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

契約者氏名

利用者　　（住　所）
（氏　名）　　印

利用者代理人　　（住　所）
（氏　名）　　印

身元引受人　　（住　所）
（氏　名）　　印

事業者　　所在地：岐阜県岐阜市真砂町１丁目２０番地の２
名　称：社会福祉法人　千代田会
事業所：ウェルビュー明郷
管理者：長野　健太郎　　印